

(案)

仕 様 書

1 業務名

不用事務用品収集・運搬及び処分業務

2 業務目的

不用になった事務用品を収集・運搬し、適正に処分すること

3 履行期間

契約締結日から令和 6年 3月 22日まで

4 履行場所

- ・堺市財政局税務部市税事務所市民税課：堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1
- ・美原倉庫：堺市美原区小平尾377-7旧大阪法務局美原出張所2階 ※EVなし

5 業務内容

不用となった事務用品（別紙「事務用品一覧」のとおり）の収集・運搬及び処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄法」という。）上の基準に適合していること。
- ・不用品の運搬及び処分にかかる全ての費用については、受注者負担とすること。
- ・車両への積み込みは市職員立ち合いのもと行うこと。
- ・収集運搬車両には本業務の排出物以外のものを混載しないこと
- ・処理に従事する職員であることを明確にするための清潔な服装と、本人を確認する名札を着用させること。
- ・処理に従事する職員が安全に作業を行えるよう環境を整備するとともに、健康管理に十分留意すること。

6 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- （1）産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- （2）前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。
なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- （3）受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開

(案)

確認番号を発注者へ提示すること。

(4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

7 提出書類について

次の書類を提出すること。

- ・「産業廃棄物収集運搬業許可証」
- ・「産業廃棄物処分業許可証」
- ・「廃棄物再生事業者登録証明書」

8 その他

この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者と受注者とで協議して決定する。

(案)

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。